

**【表紙】**

|                   |                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>     | 有価証券報告書                                                                                        |
| <b>【提出先】</b>      | 関東財務局長殿                                                                                        |
| <b>【提出日】</b>      | 平成24年10月30日提出                                                                                  |
| <b>【計算期間】</b>     | 第2期（自 平成23年8月11日 至 平成24年8月10日）                                                                 |
| <b>【ファンド名】</b>    | NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 3 0 種平均株価連動型上場投信<br>(以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「NYダウ 3 0 種<br>ETF」とします。) |
| <b>【発行者名】</b>     | 野村アセットマネジメント株式会社                                                                               |
| <b>【代表者の役職氏名】</b> | CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博                                                                           |
| <b>【本店の所在の場所】</b> | 東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号                                                                            |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 松井 秀仁                                                                                          |
| <b>【連絡場所】</b>     | 東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号                                                                            |
| <b>【電話番号】</b>     | 03-3241-9511                                                                                   |
| <b>【縦覧に供する場所】</b> | 株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)                                                              |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、米ドル建てであるダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価を対象株価指数（「対象株価指数」といいます。）とし、主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指す追加型株式投資信託です。

ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価とは

Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（以下「ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価」といいます。）は、米国の有名な大企業30銘柄で構成される株価指数です。対象となる銘柄は、米国に上場する、運輸株および公共株を除く全業種の株式です。指数の算出は、構成銘柄の株価の単純合計を除数で除算する方法によります。対象銘柄の変更や株式分割などがあった場合には、指数の連続性を維持するために除数を調整します。指数の連続性を保つために構成銘柄の見直しは稀であり、採用銘柄の企業の買収・合併があったときや、採用銘柄の企業の主要な事業に大きな変化があったときなどに見直しがあります。構成銘柄見直しの頻度やその時期はあらかじめ決まっておらず、必要に応じて見直しが行われます。構成銘柄の選定は、その企業がすぐれた名声を得ているか、持続的な成長を示しているか、多くの投資家に利益を与えているか、という観点からウォール・ストリート・ジャーナル紙の編集陣が選定しています。ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価は、1896年5月26日以降継続して算出されています。

米ドル建てである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。

米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行います。なお、米ドルのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

#### ■ 信託金の限度額 ■

ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

大阪証券取引所

売買単位は1口以上1口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社または第一種金融商品取引業者（証券会社）へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

#### < 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価連動型上場投信)

#### 《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類    |
|---------|--------|-------------------|------|---------|
| 単位型     | 国内     | 株式                | MMF  | インデックス型 |
|         | 海外     | 債券                | MRF  |         |
| 追加型     | 内外     | 不動産投信             |      | 特殊型     |
|         |        | その他資産<br>( )      | ETF  |         |
|         |        | 資産複合              |      |         |

## 《属性区分表》

| 投資対象資産                                          | 決算頻度                            | 投資対象地域                               | 為替ヘッジ     | 対象インデックス                            |
|-------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回<br><br>年2回<br><br>年4回       | グローバル<br><br>日本                      |           | 日経225                               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)<br><br>年12回<br>(毎月) | 北米<br><br>欧州<br><br>アジア<br><br>オセアニア | あり<br>( ) | T O P I X                           |
| 不動産投信                                           | 日々                              | 中南米                                  | なし        | その他<br>(ダウ・ジョーンズ<br>工業株30種<br>平均株価) |
| その他資産<br>( )                                    | その他<br>( )                      | アフリカ<br><br>中近東<br>(中東)              |           |                                     |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |                                 | エマージング                               |           |                                     |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記 商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

いう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

(1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

(1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

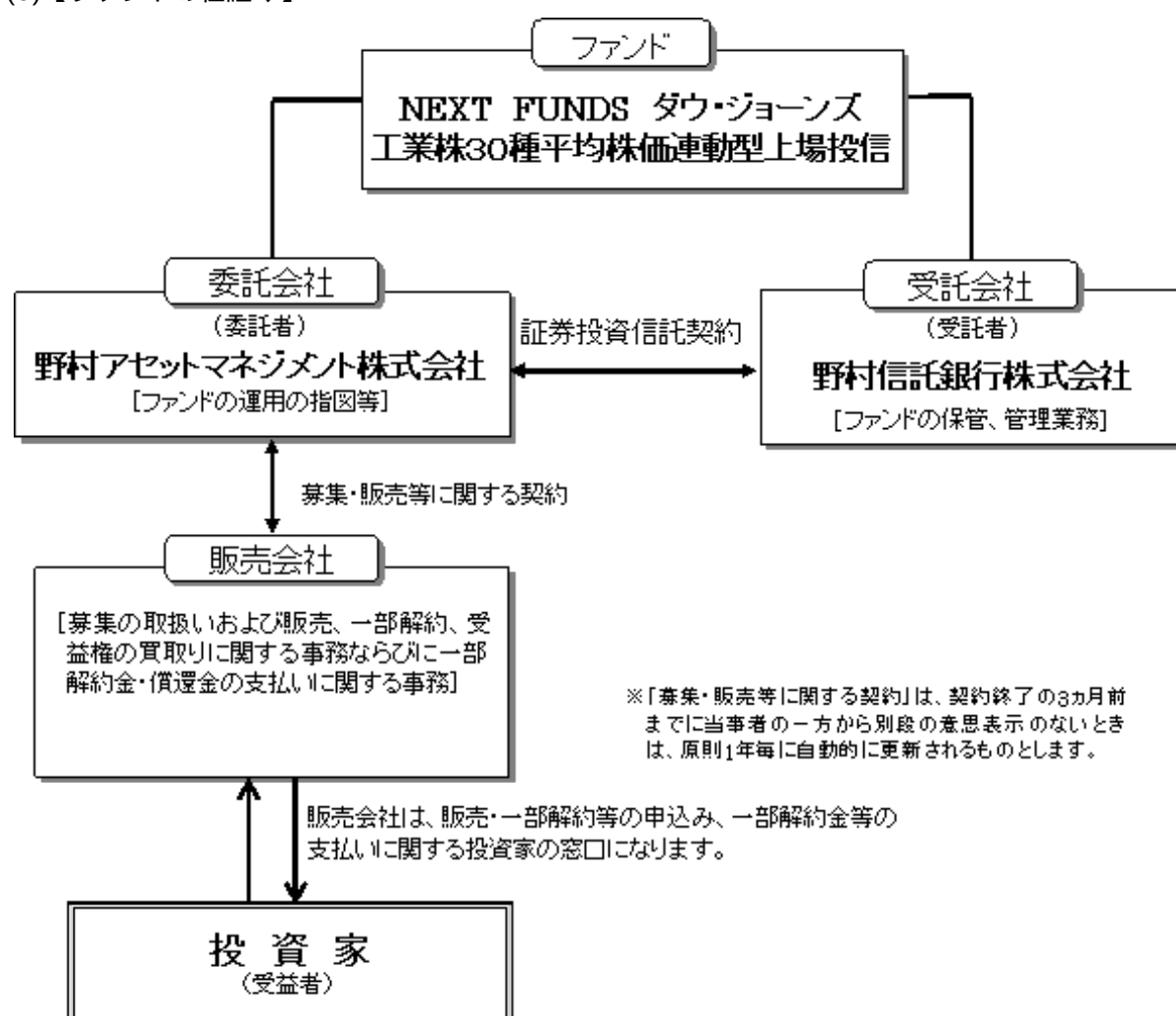
(3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2)【ファンドの沿革】

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 平成22年8月13日 | 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 |
| 平成22年8月16日 | 受益権を大阪証券取引所へ上場       |

## (3)【ファンドの仕組み】



## 委託会社の概況

## ■ 委託会社 ■

## ・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

## ・ 本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

## ・ 資本金の額

平成24年9月末現在、17,180百万円

## ・ 会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

## ・ 大株主の状況(平成24年9月末現在)

| 名称             | 住所               | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|------------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 5,150,693株 | 100% |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドは、主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。

米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行います。なお、米ドルのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引の買建ておよび対象株価指数に連動することを目的として運用される投資信託証券の組入れを行なうことができます。

一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行いません。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するための運用指図を行なうことがあります。

イ．対象株価指数の計算方法が変更された場合または当該変更が公表された場合

ロ．対象株価指数における、その採用銘柄の変更、除数の修正または株式分割等による対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行なわれた場合または当該変更もしくは修正が公表された場合

ハ．イおよびロのほか、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持する等のために必要な場合

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>（ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価）について

「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」はDow Jones Indexesの製作物であり、かつ、CME Group Index Services LLC（「CME」）に使用許諾された商標であり、その使用については許諾契約が締結されています。「Dow Jones®」、「Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>」および「Dow Jones Indexes」は、Dow Jones Trademark Holdings, LLC（「Dow Jones」）の商標であり、CMEに対して使用が許諾されており、野村アセットマネジメント株式会社による一定の目的のための使用が再許諾されています。当ファンドは、Dow JonesもしくはCMEまたはそれらの関連会社により支援、推奨、販売または販売促進されていません。Dow JonesおよびCMEならびにそれらの関連会社は、当ファンドの保有者もしくは公衆一般のいかなる者に対しても、明示的か黙示的かを問わず、当ファンドへの投資についてそれが望ましいかどうかについては、いかなる表明または保証も行ないません。Dow JonesおよびCMEならびにそれらの関連会社と野村アセットマネジメント株式会社との間の関係は、Dow Jones およびDow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>の一定の商標および商号の使用を許諾することに限られ、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>は、野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドと関係なく、CMEにより決定され、構成され、かつ、算出されるものです。Dow JonesおよびCMEは、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>の決定、構成または算出に関し、野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。Dow JonesおよびCMEならびにそれらの関連会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。Dow JonesおよびCMEならびにそれらの関連会社は、当ファンドの管理、販売または取引に関する義務または責任を負いません。ただし上記にかかわらず、CME Group Inc. およびその関連会社は、野村アセットマネジメント株式会社が現在発行している当ファンドとは関係していないが、当ファンドに類似し、または当ファンドと競合し得る金融商品を、独自に発行または支援する場合があります。さらに、CME Group Inc. およびその関連会社は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>に連動する金融商品を取引する場合があります。その取引の結果、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>および当ファンドの価値が影響を受ける可能性があります。

Dow JonesおよびCMEならびにそれらの関連会社は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>またはそれに含まれるデータの正確性・完全性を保証しておらず、またDow JonesおよびCMEならびにその関連会社は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>に係るいかなる誤差、脱漏または中断についても何ら責任を負いません。Dow JonesおよびCMEならびにその関連会社は、Dow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>またはそれらに含まれるデータの利用により、野村アセットマネジメント、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。Dow JonesおよびCMEならびにそれらの関連会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつDow Jones Industrial Average<sup>SM</sup>またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Dow JonesもしくはCMEまたはそれらの関連会社は、いかなる逸失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。CMEと野村アセットマネジメント株式会社と間の契約または取決めにより、CMEに対して使用許諾をする者以外の第三者で利益を得る者はおりません。

## (2)【投資対象】

対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式を主要投資対象とします。

なお、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引の買建ておよび外国為替予約取引の利用を行なうことができます。

### 投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5) 投資制限 及び 」に定めるものに限り、)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

### 有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
12. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第8号および第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第8号および第12号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### 金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

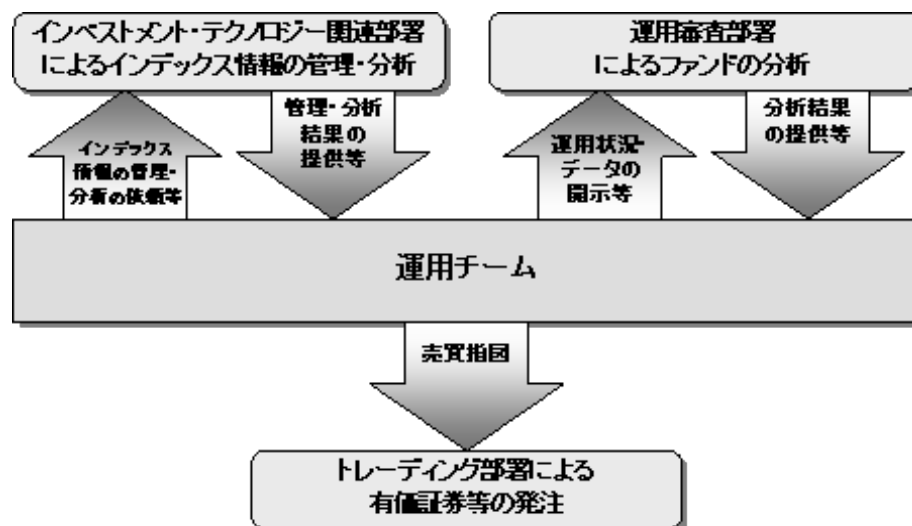
1. 預金
2. 指定金銭信託(信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)に表示されるべきものを除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

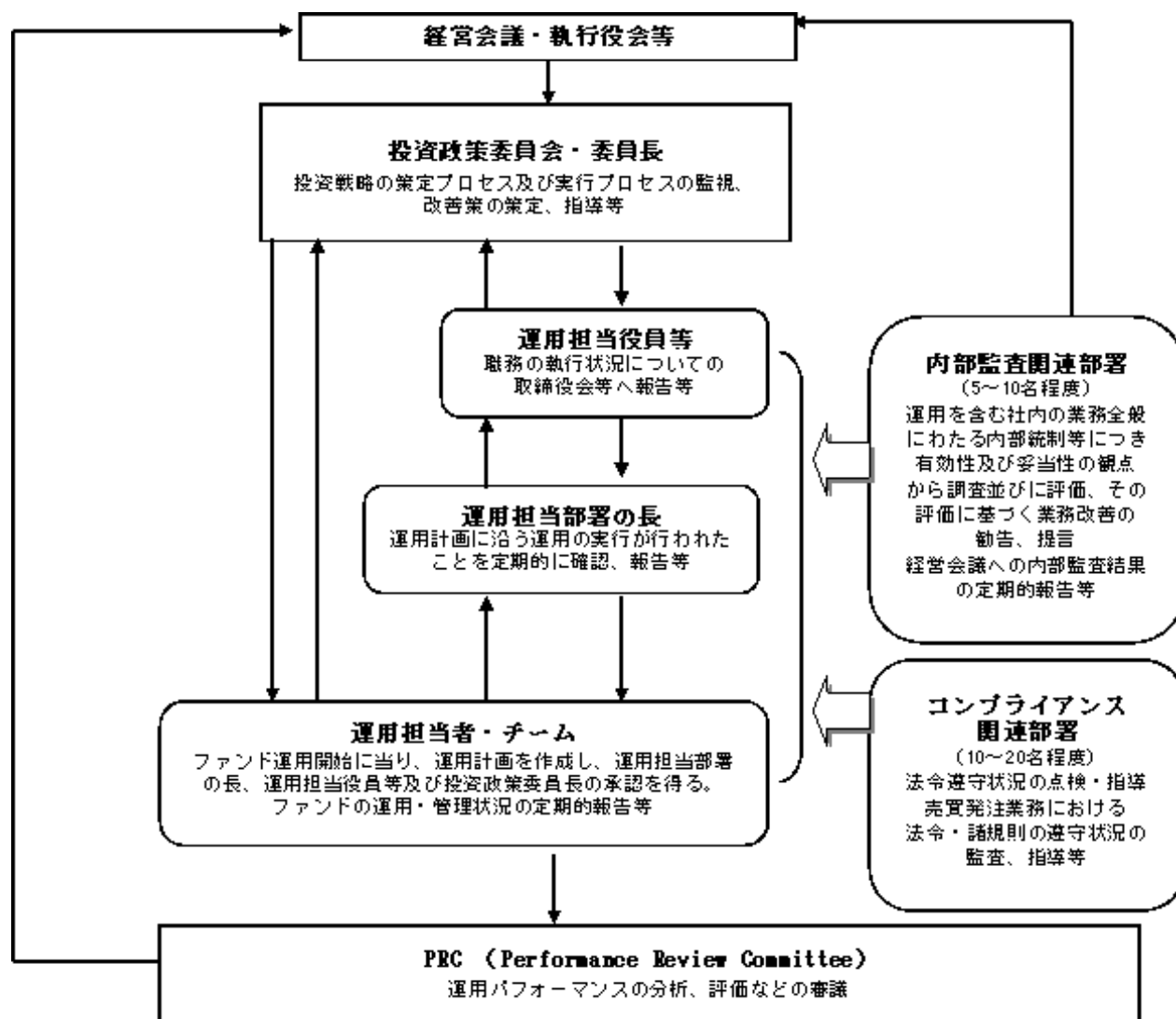
### (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



#### 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残

額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1. 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの利用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の指図および範囲(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図(約款第21条)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第22条)

- ( ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以

下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第24条)

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ(約款第31条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当

該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ( ) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( ) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### 3【投資リスク】

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

#### [為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 対象株価指数と基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象株価指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

対象株価指数採用銘柄（以下「採用銘柄」といいます。）の売買単位未満の金銭を保有することなどによる影響、および資金の流出入のタイミングと当該資金の流出入に伴い実際に採用銘柄等を売買するタイミングのずれの影響により、採用銘柄の組入比率および米ドルの為替エクスポージャーが必ずしも100%とならないこと。

対象株価指数の構成銘柄異動や個別銘柄の株式分割などによりポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受けること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること。

対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること。（為替レートの価格差を含みます。）

先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に乖離が生じること。

信託報酬等のコスト負担があること

対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。

せん。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

### リスク管理関連の委員会

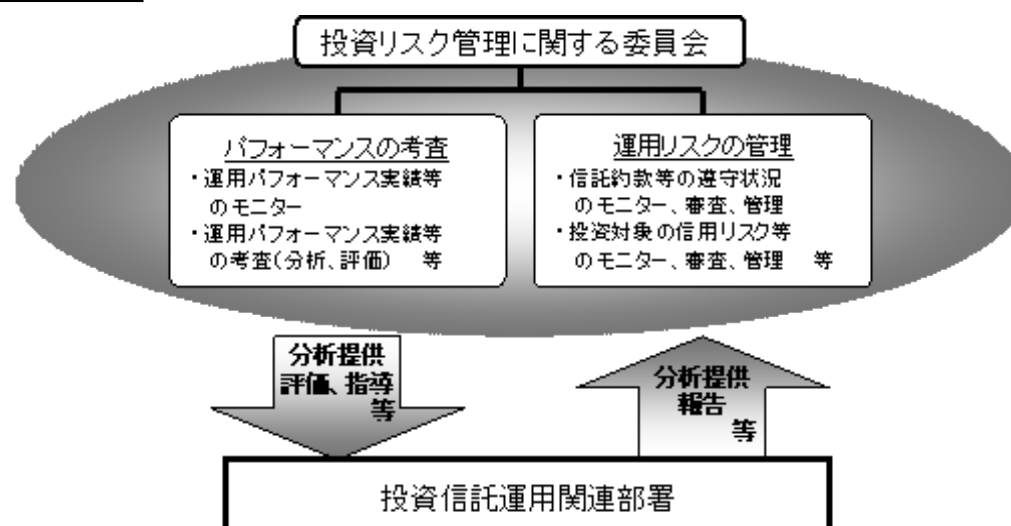
#### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

#### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

販売基準価額(取得申込日の翌営業日の基準価額に100.30%の率を乗じて得た価額)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

##### (2)【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取り を行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.4725%(税抜年0.45%)以内で委託会社が定める率(平成24年10月30日現在年0.4725%(税抜年0.45%))を乗じて得た額。

|          |          |
|----------|----------|
| < 委託会社 > | < 受託会社 > |
| 年0.40%   | 年0.05%   |

上記配分は、平成24年10月30日現在の信託報酬率における配分です。

2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品賃料の42%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

##### (4)【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

平成24年10月30日現在、受益者の負担する商標使用料等は以下の通りです。

- ・ 純資産総額に対し、年率0.08%以下。(設定から2年目は年率0.07%、3年目以降は年率0.06%以下。)

ただし、設定から2年目は1年当たり最低3万米ドル相当額、3年目以降は1年当たり最低6万米ドル相当額を最低金額とする。(1年当たり年率ベースの金額が最低金額を下回る

場合は、当該期間の商標使用料等は、当該最低金額とする。）

平成24年10月30日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・ 上場手数料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。
- ・ 上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

### ● 収益分配金の受取時

[平成24年12月31日までの間]

分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金については、10.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

### ● 受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

[平成24年12月31日までの間]

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(国税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

売却時、換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

#### 法人の受益者に対する課税

- 収益分配金の受取時

[平成24年12月31日までの間]

分配金については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金については、7.147%(国税7.147%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(国税15.315%)となる予定です。

なお、益金不算入制度は適用されません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

- 受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家(内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に限ります。)については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

受益権の取得価額と、売却価額又は解約価額もしくは償還価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

なお、上記のほか、日本の非居住者である受益者には、日本以外の国における税金が課せられる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成24年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

| 資産の種類               | 国／地域 | 時価合計(円)     | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 株式                  | アメリカ | 575,386,570 | 98.05   |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | —    | 11,421,242  | 1.94    |
| 合計(純資産総額)           |      | 586,807,812 | 100.00  |

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 名称                          | 取引所                 | 種類     | 買建<br>／売建 | 通貨  | 枚数 | 簿価<br>(現地通貨) | 評価額(時価・現<br>地通貨) | 評価額<br>(時価・円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|-----------------------------|---------------------|--------|-----------|-----|----|--------------|------------------|---------------|-----------------|
| DJIAMVN株価指数先物<br>(2012年9月限) | シカゴ・ボード・<br>オブ・トレード | 株価指数先物 | 買建        | 米ドル | 2  | 131,415      | 129,820          | 10,203,852    | 1.73            |

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国／<br>地域 | 種類 | 銘柄名                                | 業種                 | 数量    | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------|----|------------------------------------|--------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | アメリカ     | 株式 | INTERNATIONAL BUSINESS<br>MACHINES | 情報技術サービス           | 4,360 | 15,600.20       | 68,016,903      | 15,198.88       | 66,267,125      | 11.29           |
| 2  | アメリカ     | 株式 | CHEVRON CORP                       | 石油・ガス・消耗燃料         | 4,360 | 8,855.16        | 38,608,540      | 8,719.09        | 38,015,267      | 6.47            |
| 3  | アメリカ     | 株式 | 3M CORP                            | コングロマリット           | 4,360 | 7,202.88        | 31,404,598      | 7,212.33        | 31,445,784      | 5.35            |
| 4  | アメリカ     | 株式 | MCDONALD'S CORP                    | ホテル・レストラン・レ<br>ジャー | 4,360 | 6,852.42        | 29,876,583      | 6,971.81        | 30,397,135      | 5.18            |
| 5  | アメリカ     | 株式 | EXXON MOBIL CORP                   | 石油・ガス・消耗燃料         | 4,360 | 6,933.75        | 30,231,179      | 6,853.91        | 29,883,091      | 5.09            |
| 6  | アメリカ     | 株式 | CATERPILLAR INC DEL                | 機械                 | 4,360 | 6,950.88        | 30,305,849      | 6,639.34        | 28,947,531      | 4.93            |
| 7  | アメリカ     | 株式 | UNITED TECHNOLOGIES                | 航空宇宙・防衛            | 4,360 | 6,058.53        | 26,415,212      | 6,214.11        | 27,093,545      | 4.61            |
| 8  | アメリカ     | 株式 | WAL-MART STORES INC                | 食品・生活必需品小売り        | 4,360 | 5,802.82        | 25,300,318      | 5,678.85        | 24,759,786      | 4.21            |
| 9  | アメリカ     | 株式 | BOEING CO                          | 航空宇宙・防衛            | 4,360 | 5,837.63        | 25,452,094      | 5,566.45        | 24,269,730      | 4.13            |
| 10 | アメリカ     | 株式 | JOHNSON & JOHNSON                  | 医薬品                | 4,360 | 5,370.27        | 23,414,389      | 5,282.70        | 23,032,598      | 3.92            |
| 11 | アメリカ     | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO                | 家庭用品               | 4,360 | 5,245.17        | 22,868,952      | 5,256.76        | 22,919,508      | 3.90            |
| 12 | アメリカ     | 株式 | TRAVELERS COS INC/THE              | 保険                 | 4,360 | 5,022.53        | 21,898,258      | 5,068.91        | 22,100,465      | 3.76            |
| 13 | アメリカ     | 株式 | AMERICAN EXPRESS CO                | 消費者金融              | 4,360 | 4,438.49        | 19,351,854      | 4,493.56        | 19,591,930      | 3.33            |
| 14 | アメリカ     | 株式 | HOME DEPOT                         | 専門小売り              | 4,360 | 4,180.78        | 18,228,220      | 4,450.33        | 19,403,447      | 3.30            |
| 15 | アメリカ     | 株式 | DU PONT E I DE NEMOURS             | 化学                 | 4,360 | 3,973.62        | 17,325,012      | 3,896.98        | 16,990,867      | 2.89            |
| 16 | アメリカ     | 株式 | DISNEY (WALT) CO                   | メディア               | 4,360 | 3,926.76        | 17,120,699      | 3,884.41        | 16,936,036      | 2.88            |
| 17 | アメリカ     | 株式 | MERCK & CO INC                     | 医薬品                | 4,360 | 3,480.62        | 15,175,506      | 3,389.23        | 14,777,051      | 2.51            |
| 18 | アメリカ     | 株式 | VERIZON COMMUNICATIONS             | 各種電気通信サービス         | 4,360 | 3,485.52        | 15,196,869      | 3,361.72        | 14,657,107      | 2.49            |
| 19 | アメリカ     | 株式 | KRAFT FOODS INC-A                  | 食品                 | 4,360 | 3,227.52        | 14,071,993      | 3,250.10        | 14,170,479      | 2.41            |
| 20 | アメリカ     | 株式 | COCA COLA CO                       | 飲料                 | 4,360 | 3,114.17        | 13,577,804      | 2,919.20        | 12,727,729      | 2.16            |
| 21 | アメリカ     | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO                | 各種金融サービス           | 4,360 | 2,902.24        | 12,653,782      | 2,900.33        | 12,645,482      | 2.15            |
| 22 | アメリカ     | 株式 | AT & T INC                         | 各種電気通信サービス         | 4,360 | 2,926.82        | 12,760,961      | 2,883.83        | 12,573,516      | 2.14            |
| 23 | アメリカ     | 株式 | MICROSOFT CORP                     | ソフトウェア             | 4,360 | 2,397.65        | 10,453,784      | 2,383.15        | 10,390,542      | 1.77            |
| 24 | アメリカ     | 株式 | INTEL CORP                         | 半導体・半導体製造装置        | 4,360 | 2,098.91        | 9,151,272       | 1,907.62        | 8,317,231       | 1.41            |
| 25 | アメリカ     | 株式 | PFIZER INC                         | 医薬品                | 4,360 | 1,876.49        | 8,181,521       | 1,873.82        | 8,169,872       | 1.39            |
| 26 | アメリカ     | 株式 | GENERAL ELEC CO                    | コングロマリット           | 4,360 | 1,655.46        | 7,217,838       | 1,622.30        | 7,073,245       | 1.20            |
| 27 | アメリカ     | 株式 | CISCO SYSTEMS                      | 通信機器               | 4,360 | 1,392.44        | 6,071,079       | 1,485.53        | 6,476,954       | 1.10            |
| 28 | アメリカ     | 株式 | HEWLETT PACKARD CO                 | コンピュータ・周辺機器        | 4,360 | 1,526.22        | 6,654,354       | 1,318.90        | 5,750,438       | 0.97            |
| 29 | アメリカ     | 株式 | ALCOA INC                          | 金属・鉱業              | 4,360 | 696.56          | 3,037,009       | 663.38          | 2,892,354       | 0.49            |
| 30 | アメリカ     | 株式 | BANK OF AMERICA CORP               | 各種金融サービス           | 4,360 | 607.13          | 2,647,106       | 621.72          | 2,710,725       | 0.46            |

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種             | 投資比率(%) |
|----|----------------|---------|
| 株式 | 石油・ガス・消耗燃料     | 11.57   |
|    | 化学             | 2.89    |
|    | 金属・鉱業          | 0.49    |
|    | 航空宇宙・防衛        | 8.75    |
|    | コングロマリット       | 6.56    |
|    | 機械             | 4.93    |
|    | ホテル・レストラン・レジャー | 5.18    |
|    | メディア           | 2.88    |
|    | 専門小売り          | 3.30    |
|    | 食品・生活必需品小売り    | 4.21    |
|    | 飲料             | 2.16    |
|    | 食品             | 2.41    |
|    | 家庭用品           | 3.90    |
|    | 医薬品            | 7.83    |
|    | 各種金融サービス       | 2.61    |
|    | 保険             | 3.76    |
|    | 情報技術サービス       | 11.29   |
|    | ソフトウェア         | 1.77    |
|    | 通信機器           | 1.10    |
|    | コンピュータ・周辺機器    | 0.97    |
|    | 半導体・半導体製造装置    | 1.41    |
|    | 各種電気通信サービス     | 4.64    |
|    | 消費者金融          | 3.33    |
| 小計 |                | 98.05   |
| 合計 |                | 98.05   |

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。  
 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

| 名称                         | 取引所                 | 種類     | 買建<br>/ 売建 | 通貨  | 枚数 | 簿価<br>(現地通貨) | 評価額(時価・現<br>地通貨) | 評価額<br>(時価・円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----------------------------|---------------------|--------|------------|-----|----|--------------|------------------|---------------|-----------------|
| DJIAMN株価指数先物<br>(2012年9月限) | シカゴ・ボード・<br>オブ・トレード | 株価指数先物 | 買建         | 米ドル | 2  | 131,415      | 129,820          | 10,203,852    | 1.73            |

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成24年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

| 計算期間             | 純資産総額(百万円) |       | 1口当たり純資産額(円) |        | 大阪証券取引所<br>取引価格 |
|------------------|------------|-------|--------------|--------|-----------------|
|                  | (分配落)      | (分配付) | (分配落)        | (分配付)  | (終値・1口<br>当たり円) |
| 第1期 (2011年8月10日) | 852        | 883   | 8,520        | 8,832  | 8,470           |
| 第2期 (2012年8月10日) | 593        | 633   | 9,884        | 10,558 | 9,860           |
| 2011年8月末日        | 1,411      | —     | 8,821        | —      | 8,760           |
| 9月末日             | 1,361      | —     | 8,508        | —      | 8,470           |
| 10月末日            | 1,614      | —     | 9,500        | —      | 9,610           |
| 11月末日            | 2,080      | —     | 9,048        | —      | 8,970           |
| 12月末日            | 2,202      | —     | 9,578        | —      | 9,510           |
| 2012年1月末日        | 3,009      | —     | 9,708        | —      | 9,680           |
| 2月末日             | 3,275      | —     | 10,567       | —      | 10,500          |
| 3月末日             | 3,375      | —     | 10,890       | —      | 10,870          |
| 4月末日             | 2,274      | —     | 10,830       | —      | 10,740          |
| 5月末日             | 1,391      | —     | 9,942        | —      | 9,940           |
| 6月末日             | 1,420      | —     | 10,149       | —      | 10,230          |
| 7月末日             | 624        | —     | 10,416       | —      | 10,380          |
| 8月末日             | 586        | —     | 9,780        | —      | 9,780           |

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

## 【分配の推移】

| 期   | 1口当たりの分配金  |
|-----|------------|
| 第1期 | 312.0000 円 |
| 第2期 | 674.0000 円 |

## 【収益率の推移】

| 期   | 収益率    |
|-----|--------|
| 第1期 | 0.4 %  |
| 第2期 | 23.9 % |

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

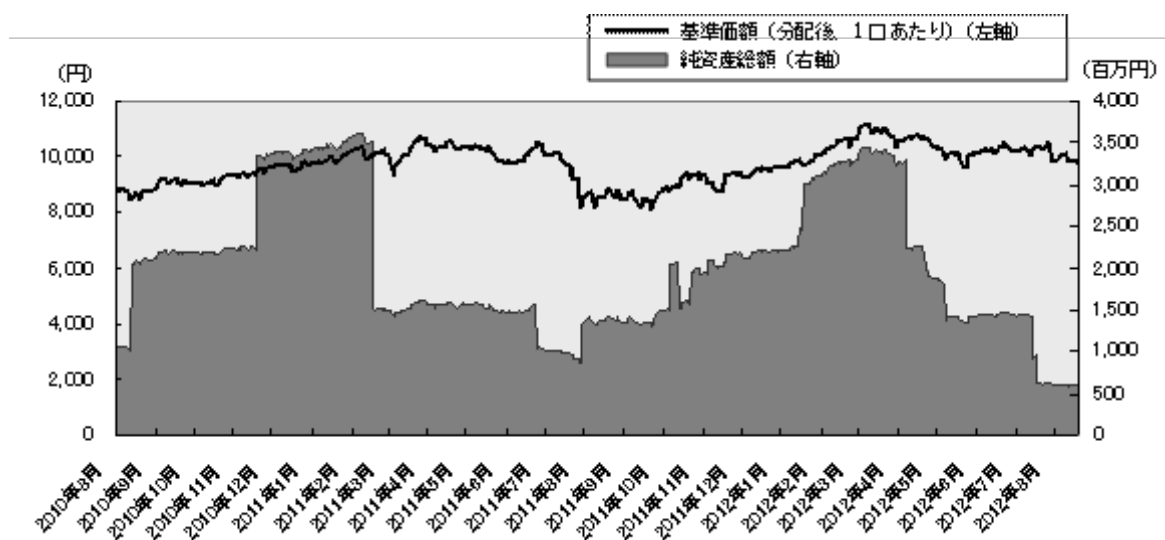
## (4)【設定及び解約の実績】

| 期   | 設定口数    | 解約口数    | 発行済み口数  |
|-----|---------|---------|---------|
| 第1期 | 350,000 | 250,000 | 100,000 |
| 第2期 | 270,000 | 310,000 | 60,000  |

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; 運用実績（2012年8月31日現在）

## [ 基準価額・純資産の推移 ]（日次：設定来）



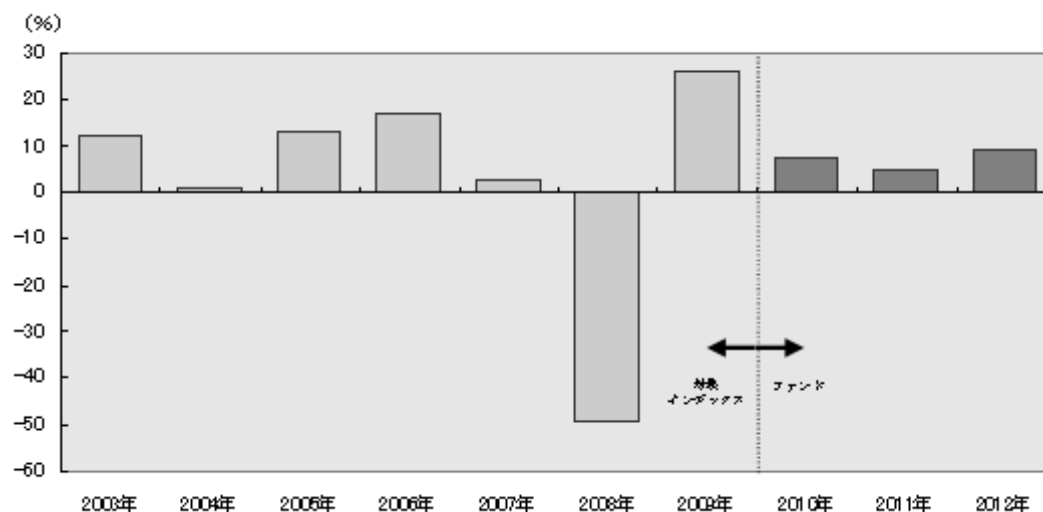
## [ 分配の推移 ]（1口あたり、課税前）

|         |       |
|---------|-------|
| 2012年8月 | 674 円 |
| 2011年8月 | 312 円 |
| --      | --    |
| --      | --    |
| --      | --    |
| 設定来累計   | 986 円 |

## [ 主要な資産の状況 ]

| 銘柄別投資比率(上位) |                                 |                |             |
|-------------|---------------------------------|----------------|-------------|
| 順位          | 銘柄                              | 業種             | 投資比率<br>(%) |
| 1           | INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES | 情報技術サービス       | 11.3        |
| 2           | CHEVRON CORP                    | 石油・ガス・消耗燃料     | 6.5         |
| 3           | 3M CORP                         | コングロマリット       | 5.4         |
| 4           | MCDONALD'S CORP                 | ホテル・レストラン・レジャー | 5.2         |
| 5           | EXXON MOBIL CORP                | 石油・ガス・消耗燃料     | 5.1         |
| 6           | CATERPILLAR INC DEL             | 機械             | 4.9         |
| 7           | UNITED TECHNOLOGIES             | 航空宇宙・防衛        | 4.6         |
| 8           | WAL-MART STORES INC             | 食品・生活必需品小売り    | 4.2         |
| 9           | BOEING CO                       | 航空宇宙・防衛        | 4.1         |
| 10          | JOHNSON & JOHNSON               | 医薬品            | 3.9         |

## 〔年間収益率の推移〕（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2003年から2009年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2010年は設定日（2010年8月13日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、運用実績ではありません。
- ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込日の午後3時までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。 )における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日(第4号に掲げるものを除きます。 )における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日 と同日付となる場合の当該申込日
2. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日 でない日」が2日以上ある場合において、取得申込日当日が当該期間の前々営業日または前営業日となる場合の当該申込日
3. 取得申込日当日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）
4. 上記1～3のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ ナスダック証券取引所の休場日

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は1万口以上1万口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に100.30%の率を乗じて得た価額(「販売基準価額」といいます。)とします。

取得申込日において当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額との差額が当日の信託財産の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

## < 申込手数料 >

販売基準価額(取得申込日の翌営業日の基準価額に100.30%の率を乗じて得た価額)に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとし、委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## 2【換金(解約)手続等】

### (a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数 の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の午後3時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

平成24年10月30日現在、1万口以上1万口単位

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

1. 一部解約の実行の請求日当日が、別に定める海外の休日 と同日付となる場合の当該申込日
2. 連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日 でない日」が2日以上ある場合において、一部解約の実行の請求日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該請求日
3. 一部解約の実行の請求日当日が、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、計算期間終了日の6営業日前から起算して5営業日以内）
4. 一部解約の実行の請求日当日が、決算日から起算して最大40日以内
5. 上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

次の条件のいずれかに該当する日をいいます。

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ナスダック証券取引所の休場日

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

換金時の税金につきましては「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

#### (b) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

受益者は、信託期間中に、自己に帰属する受益権につき、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することができません。

#### (c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消すことがあります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該

日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

1. 信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日(外国において取引されているものについては、原則として、計算日の前日となります。)における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
2. 外貨建資産の評価は、原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

##### <追加信託金>

( )追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.30%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

( )追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

##### <受益権と一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、解約差金として処理します。

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、

受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成22年8月13日設定)。

(4)【計算期間】

毎年8月11日から翌年8月10日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

- ( )委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、受益権の口数が20営業日連続して6万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された後は、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b)信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項( )」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記「(a)ファンドの繰上償還条項( )」に従い信託期間を終了させる場合には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

## (c)信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項(上記( )の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## (d)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (e)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に

対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(c)信託約款の変更等」( )に規定する書面に付記します。

(f)金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

平成24年10月30日現在、「別に定める金融商品取引所」は次の通りです。

大阪証券取引所

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

(g)信託財産の登記等および記載等の留保等

- ( )信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ( )上記( )ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ( )信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ( )動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j)受託者による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株の発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

- ( ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ( ) 上記( )の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ( ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ( ) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(q)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

■収益分配金の支払い■

収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限り、以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ( )受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ( )会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記( )の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ( )会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記( )の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い ■

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記の会員等から支払います。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の午後3時までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

平成24年10月30日現在、1万口以上1万口単位

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。 )ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。 )に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成23年8月11日から平成24年8月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第1期<br>平成23年 8月10日現在 | 第2期<br>平成24年 8月10日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| 預金              | 5,137,061            | 11,666,400           |
| コール・ローン         | 5,910,979            | 7,475,562            |
| 株式              | 835,753,234          | 574,320,100          |
| 派生商品評価勘定        | 21,293               | 650,890              |
| 未収入金            | 33,536,502           | 41,007,787           |
| 未収配当金           | 1,289,238            | 1,673,146            |
| 未収利息            | 14                   | 19                   |
| 差入委託証拠金         | 7,756,410            | 3,524,244            |
| 流動資産合計          | 889,404,731          | 640,318,148          |
| 資産合計            | 889,404,731          | 640,318,148          |
| <b>負債の部</b>     |                      |                      |
| 流動負債            |                      |                      |
| 派生商品評価勘定        | 635,993              | -                    |
| 未払収益分配金         | 31,200,000           | 40,440,000           |
| 未払受託者報酬         | 417,258              | 573,547              |
| 未払委託者報酬         | 3,338,028            | 4,588,329            |
| その他未払費用         | 1,783,212            | 1,651,142            |
| 流動負債合計          | 37,374,491           | 47,253,018           |
| 負債合計            | 37,374,491           | 47,253,018           |
| <b>純資産の部</b>    |                      |                      |
| 元本等             |                      |                      |
| 元本              | 886,800,000          | 532,080,000          |
| 剰余金             |                      |                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 34,769,760           | 60,985,130           |
| （分配準備積立金）       | 1,367,114            | 1,714,150            |
| 元本等合計           | 852,030,240          | 593,065,130          |
| 純資産合計           | 852,030,240          | 593,065,130          |
| 負債純資産合計         | 889,404,731          | 640,318,148          |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                         | 第1期<br>自平成22年 8月13日<br>至平成23年 8月10日 | 第2期<br>自平成23年 8月11日<br>至平成24年 8月10日 |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益                    |                                     |                                     |
| 受取配当金                   | 46,823,404                          | 49,516,639                          |
| 受取利息                    | 56,197                              | 58,920                              |
| 有価証券売買等損益               | 404,962,537                         | 339,484,747                         |
| 派生商品取引等損益               | 2,880,468                           | 5,954,471                           |
| 為替差損益                   | 155,919,879                         | 82,278,636                          |
| その他収益                   | -                                   | 3,091,841                           |
| 営業収益合計                  | 298,802,727                         | 480,385,254                         |
| 営業費用                    |                                     |                                     |
| 受託者報酬                   | 1,097,416                           | 1,067,272                           |
| 委託者報酬                   | 8,779,255                           | 8,538,097                           |
| その他費用                   | 4,435,816                           | 2,274,995                           |
| 営業費用合計                  | 14,312,487                          | 11,880,364                          |
| 営業利益                    | 284,490,240                         | 468,504,890                         |
| 経常利益                    | 284,490,240                         | 468,504,890                         |
| 当期純利益                   | 284,490,240                         | 468,504,890                         |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額      | -                                   | -                                   |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）         | -                                   | 34,769,760                          |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額          | 3,690,000                           | 64,520,000                          |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,690,000                           | 64,520,000                          |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額          | 291,750,000                         | 396,830,000                         |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 291,750,000                         | 396,830,000                         |
| 分配金                     | 31,200,000                          | 40,440,000                          |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）         | 34,769,760                          | 60,985,130                          |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 運用資産の評価基準<br>及び評価方法 | <p>(1 株式)</p> <p>原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2 先物取引)</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>(3 外国為替予約取引)</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p> |
| 2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>                                                                                                                                                                       |
| 3 費用・収益の計上基準          | <p>(1 受取配当金)</p> <p>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益)</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>                                                                                                              |
| 4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>           |
| 5 その他                 | <p>当ファンドの計算期間は、平成23年8月11日から平成24年8月10日までとなっております。</p>                                                                                                                                                                                             |

(追加情報)

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| <p>第2期</p> <p>自 平成23年8月11日</p> <p>至 平成24年8月10日</p> |
|----------------------------------------------------|

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 第1期<br>平成23年8月10日現在                                   | 第2期<br>平成24年8月10日現在                             |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>100,000 口                      | 1 計算期間の末日における受益権の総数<br>60,000 口                 |
| 2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 34,769,760 円 |                                                 |
| 3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1 口当たり純資産額 8,520 円       | 2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1 口当たり純資産額 9,884 円 |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1期<br>自 平成22年8月13日<br>至 平成23年8月10日                                                        |           |             | 第2期<br>自 平成23年8月11日<br>至 平成24年8月10日                                                        |           |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 1 分配金の計算過程<br>計算期末における収益分配可能額32,567,114円(1口当たり325円)のうち、31,200,000円(1口当たり312円)を分配金額としております。 |           |             | 1 分配金の計算過程<br>計算期末における収益分配可能額42,154,150円(1口当たり702円)のうち、40,440,000円(1口当たり674円)を分配金額としております。 |           |             |
| 項目                                                                                         |           |             | 項目                                                                                         |           |             |
| 当期配当等収益額                                                                                   | A         | 46,879,601円 | 当期配当等収益額                                                                                   | A         | 51,453,821円 |
| 分配準備積立金                                                                                    | B         | —円          | 分配準備積立金                                                                                    | B         | 1,367,114円  |
| 配当等収益合計額                                                                                   | C = A + B | 46,879,601円 | 配当等収益合計額                                                                                   | C = A + B | 52,820,935円 |
| 経費                                                                                         | D         | 14,312,487円 | 経費                                                                                         | D         | 10,666,785円 |
| 収益分配可能額                                                                                    | E = C - D | 32,567,114円 | 収益分配可能額                                                                                    | E = C - D | 42,154,150円 |
| 収益分配金                                                                                      | F         | 31,200,000円 | 収益分配金                                                                                      | F         | 40,440,000円 |
| 次期繰越金(分配準備積立金)                                                                             | G = E - F | 1,367,114円  | 次期繰越金(分配準備積立金)                                                                             | G = E - F | 1,714,150円  |
| 口数                                                                                         | H         | 100,000口    | 口数                                                                                         | H         | 60,000口     |
| 1口当たり分配金                                                                                   | I = F / H | 312円        | 1口当たり分配金                                                                                   | I = F / H | 674円        |
| 2 その他費用<br>その他費用のうち3,479,936円は、対象指数についての商標使用料であります。                                        |           |             | 2 その他費用<br>その他費用のうち1,423,502円は、対象指数についての商標使用料であります。                                        |           |             |

## (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

| 第1期<br>自 平成22年8月13日<br>至 平成23年8月10日 |                                                                                                                                                                                             | 第2期<br>自 平成23年8月11日<br>至 平成24年8月10日 |                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                   | 金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                         | 1                                   | 金融商品に対する取組方針<br>同左                                                                                                                                                                          |
| 2                                   | 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 2                                   | 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制<br/>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市場リスクの管理<br/>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</li> <li>○信用リスクの管理<br/>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</li> <li>○流動性リスクの管理<br/>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</li> </ul> | <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制<br/>同左</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2)金融商品の時価等に関する事項

| 第1期<br>平成23年8月10日現在                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第2期<br>平成24年8月10日現在                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額<br/>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式<br/>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</li> <li>○派生商品評価勘定<br/>デリバティブ取引については、(その他の注記)の3デリバティブ取引関係に記載しております。</li> <li>○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br/>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</li> </ul> | <p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額<br/>同左</p> <p>2 時価の算定方法<br/>同左</p> |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第1期<br>自 平成22年8月13日<br>至 平成23年8月10日                                   | 第2期<br>自 平成23年8月11日<br>至 平成24年8月10日 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左                                  |

(その他の注記)

1 元本の移動

| 第1期<br>自 平成22年8月13日<br>至 平成23年8月10日 | 第2期<br>自 平成23年8月11日<br>至 平成24年8月10日 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 期首元本額 - 円                           | 期首元本額 886,800,000 円                 |
| 期中追加設定元本額 3,103,800,000 円           | 期中追加設定元本額 2,394,360,000 円           |
| 期中一部解約元本額 2,217,000,000 円           | 期中一部解約元本額 2,749,080,000 円           |

2 有価証券関係  
売買目的有価証券

|    | 第1期<br>自 平成22年8月13日<br>至 平成23年8月10日 | 第2期<br>自 平成23年8月11日<br>至 平成24年8月10日 |
|----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 種類 | 損益に含まれた評価差額(円)                      | 損益に含まれた評価差額(円)                      |
| 株式 | 56,143,452                          | 63,968,888                          |
| 合計 | 56,143,452                          | 63,968,888                          |

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類                                 | 第1期(平成23年8月10日現在) |           |             |         | 第2期(平成24年8月10日現在) |           |            |         |
|------------------------------------|-------------------|-----------|-------------|---------|-------------------|-----------|------------|---------|
|                                    | 契約額等(円)           |           | 時価(円)       | 評価損益(円) | 契約額等(円)           |           | 時価(円)      | 評価損益(円) |
|                                    |                   | うち1<br>年超 |             |         |                   | うち1<br>年超 |            |         |
| 市場取引<br>先物取引<br>株価指数先<br>物取引<br>買建 | 9,265,447         | —         | 8,629,454   | 635,993 | 9,676,891         | —         | 10,327,781 | 650,890 |
| 市場取引以外<br>の取引<br>為替予約取<br>引<br>買建  | 512,869,027       | —         | 512,890,320 | 21,293  | —                 | —         | —          | —       |
| 米ドル                                | 512,869,027       | —         | 512,890,320 | 21,293  | —                 | —         | —          | —       |
| 売建                                 | 31,900,000        | —         | 31,900,000  | —       | 40,800,000        | —         | 40,800,000 | —       |
| 米ドル                                | 31,900,000        | —         | 31,900,000  | —       | 40,800,000        | —         | 40,800,000 | —       |
| 合計                                 | —                 | —         | —           | 614,700 | —                 | —         | —          | 650,890 |

(注)時価の算定方法

1 先物取引

先物取引の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## (4)【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

## (1)株式

(平成24年8月10日現在)

| 通貨  | 銘柄                              | 株式数   | 評価額    |            | 備考 |
|-----|---------------------------------|-------|--------|------------|----|
|     |                                 |       | 単価     | 金額         |    |
| 米ドル | CHEVRON CORP                    | 4,200 | 112.63 | 473,046.00 |    |
|     | EXXON MOBIL CORP                | 4,200 | 88.20  | 370,440.00 |    |
|     | DU PONT E I DE NEMOURS          | 4,200 | 50.54  | 212,268.00 |    |
|     | ALCOA INC                       | 4,200 | 8.86   | 37,212.00  |    |
|     | BOEING CO                       | 4,200 | 74.28  | 311,976.00 |    |
|     | UNITED TECHNOLOGIES             | 4,200 | 77.03  | 323,526.00 |    |
|     | 3M CORP                         | 4,200 | 91.59  | 384,678.00 |    |
|     | GENERAL ELEC CO                 | 4,200 | 21.06  | 88,452.00  |    |
|     | CATERPILLAR INC DEL             | 4,200 | 88.40  | 371,280.00 |    |
|     | MCDONALD'S CORP                 | 4,200 | 87.15  | 366,030.00 |    |
|     | DISNEY (WALT) CO                | 4,200 | 49.96  | 209,832.00 |    |
|     | HOME DEPOT                      | 4,200 | 53.15  | 223,230.00 |    |
|     | WAL-MART STORES INC             | 4,200 | 73.85  | 310,170.00 |    |
|     | COCA COLA CO                    | 4,200 | 79.24  | 332,808.00 |    |
|     | KRAFT FOODS INC-A               | 4,200 | 41.07  | 172,494.00 |    |
|     | PROCTER & GAMBLE CO             | 4,200 | 66.73  | 280,266.00 |    |
|     | JOHNSON & JOHNSON               | 4,200 | 68.32  | 286,944.00 |    |
|     | MERCK & CO INC                  | 4,200 | 44.28  | 185,976.00 |    |
|     | PFIZER INC                      | 4,200 | 23.87  | 100,254.00 |    |
|     | BANK OF AMERICA CORP            | 4,200 | 7.72   | 32,424.00  |    |
|     | JPMORGAN CHASE & CO             | 4,200 | 36.92  | 155,064.00 |    |
|     | TRAVELERS COS INC/THE           | 4,200 | 63.89  | 268,338.00 |    |
|     | INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES | 4,200 | 198.42 | 833,364.00 |    |
|     | MICROSOFT CORP                  | 4,200 | 30.50  | 128,100.00 |    |
|     | CISCO SYSTEMS                   | 4,200 | 17.70  | 74,340.00  |    |

|    |                        |       |       |               |  |
|----|------------------------|-------|-------|---------------|--|
|    | HEWLETT PACKARD CO     | 4,200 | 19.41 | 81,522.00     |  |
|    | INTEL CORP             | 4,200 | 26.70 | 112,140.00    |  |
|    | AT & T INC             | 4,200 | 37.23 | 156,366.00    |  |
|    | VERIZON COMMUNICATIONS | 4,200 | 44.34 | 186,228.00    |  |
|    | AMERICAN EXPRESS CO    | 4,200 | 56.47 | 237,174.00    |  |
| 計  | 銘柄数：30                 |       |       | 7,305,942.00  |  |
|    |                        |       |       | (574,320,100) |  |
|    | 組入時価比率：96.8%           |       |       | 100.0%        |  |
|    |                        |       |       |               |  |
| 合計 |                        |       |       | 574,320,100   |  |
|    |                        |       |       | (574,320,100) |  |

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成24年8月10日現在)  
 該当事項はありません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成24年8月31日現在

|                |             |   |
|----------------|-------------|---|
| 資産総額           | 628,965,399 | 円 |
| 負債総額           | 42,157,587  | 円 |
| 純資産総額( - )     | 586,807,812 | 円 |
| 発行済口数          | 60,000      | 口 |
| 1口当たり純資産額( / ) | 9,780       | 円 |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金の支払い

等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

平成24年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

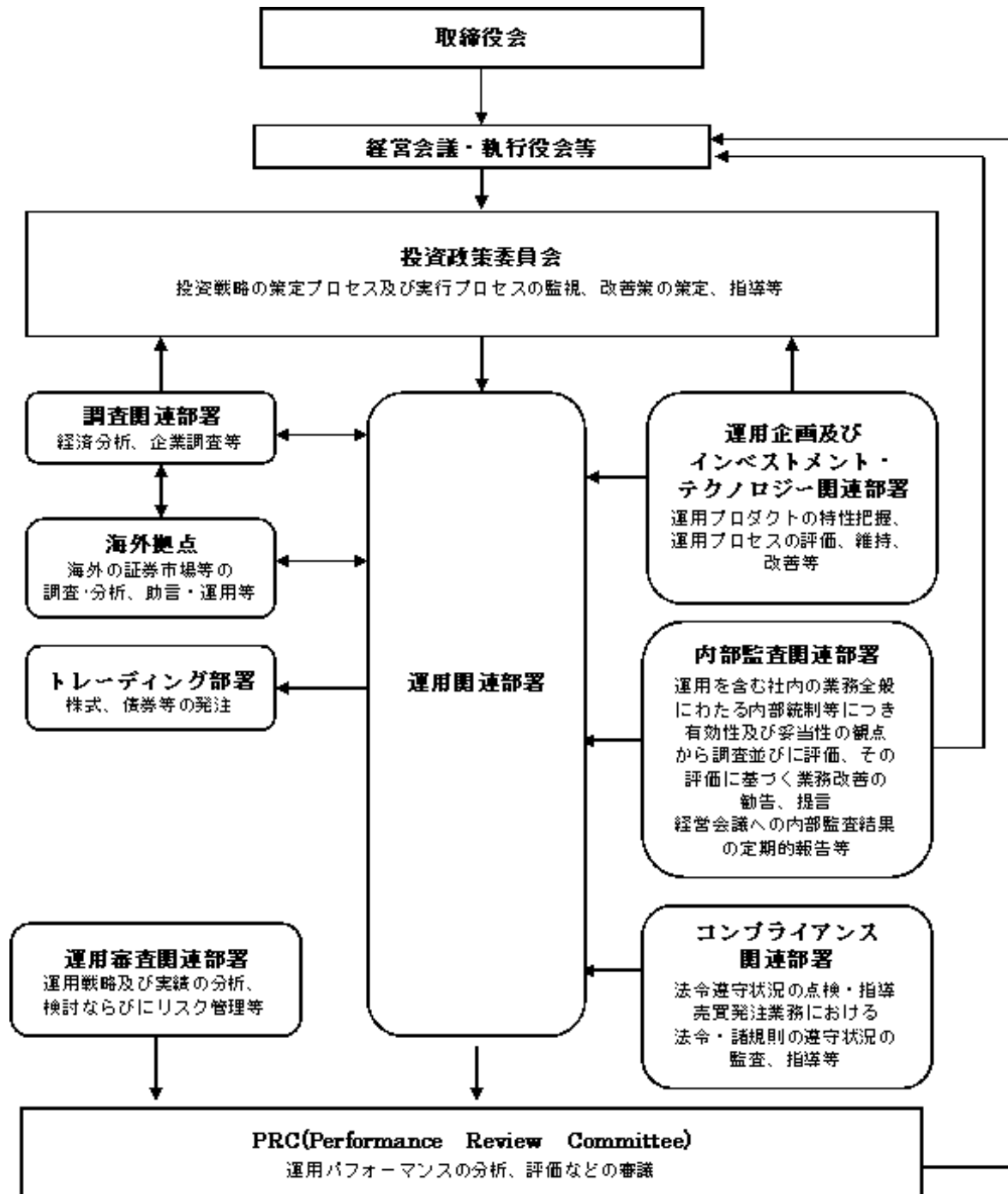
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

## 委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制





## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年8月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数  | 純資産総額(百万円) |
|------------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託  | 756 | 9,452,204  |
| 単位型株式投資信託  | 43  | 331,657    |
| 追加型公社債投資信託 | 18  | 4,629,021  |
| 単位型公社債投資信託 | 1   | 17,578     |
| 合計         | 818 | 14,430,459 |

### 3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

|          |          | 前事業年度 (平成23年<br>3月31日) |         | 当事業年度 (平成24年<br>3月31日) |        |
|----------|----------|------------------------|---------|------------------------|--------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                |         | 金額(百万円)                |        |
| (資産の部)   |          |                        |         |                        |        |
| 流動資産     |          |                        |         |                        |        |
| 現金・預金    |          |                        | 538     |                        | 240    |
| 金銭の信託    |          |                        | 39,575  |                        | 50,326 |
| 有価証券     |          |                        | 1,400   |                        | 1,800  |
| 短期貸付金    |          |                        | 166     |                        | 153    |
| 前払金      |          |                        | 0       |                        | -      |
| 前払費用     |          |                        | 41      |                        | 37     |
| 未収入金     |          |                        | 171     |                        | 217    |
| 未収委託者報酬  |          |                        | 10,032  |                        | 8,149  |
| 未収収益     |          |                        | 3,761   |                        | 4,200  |
| 繰延税金資産   |          |                        | 1,736   |                        | 1,402  |
| その他      |          |                        | 12      |                        | 14     |
| 貸倒引当金    |          |                        | 6       |                        | 6      |
| 流動資産計    |          |                        | 57,430  |                        | 66,535 |
| 固定資産     |          |                        |         |                        |        |
| 有形固定資産   |          |                        | 1,823   |                        | 1,677  |
| 建物       | 2        | 576                    |         | 516                    |        |
| 器具備品     | 2        | 1,246                  |         | 1,161                  |        |
| 無形固定資産   |          |                        | 10,649  |                        | 9,754  |
| ソフトウェア   |          | 10,647                 |         | 9,753                  |        |
| 電話加入権    |          | 1                      |         | 1                      |        |
| その他      |          | 0                      |         | 0                      |        |
| 投資その他の資産 |          |                        | 32,430  |                        | 21,505 |
| 投資有価証券   |          | 8,648                  |         | 6,691                  |        |
| 関係会社株式   |          | 22,609                 |         | 14,429                 |        |
| 従業員長期貸付金 |          | 235                    |         | 29                     |        |
| 長期差入保証金  |          | 64                     |         | 57                     |        |
| 長期前払費用   |          | 24                     |         | 23                     |        |
| 繰延税金資産   |          | 582                    |         | -                      |        |
| その他      |          | 265                    |         | 273                    |        |
| 貸倒引当金    |          | 0                      |         | 0                      |        |
| 固定資産計    |          |                        | 44,903  |                        | 32,937 |
| 資産合計     |          |                        | 102,333 |                        | 99,472 |

|              |          | 前事業年度（平成23年<br>3月31日） |         | 当事業年度（平成24年<br>3月31日） |        |
|--------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |         | 金額(百万円)               |        |
| (負債の部)       |          |                       |         |                       |        |
| 流動負債         |          |                       |         |                       |        |
| 関係会社短期借入金    |          |                       | 8,000   |                       | 8,500  |
| 預り金          |          |                       | 87      |                       | 93     |
| 未払金          | 1        |                       | 7,645   |                       | 6,276  |
| 未払収益分配金      |          | 4                     |         | 4                     |        |
| 未払償還金        |          | 79                    |         | 50                    |        |
| 未払手数料        |          | 4,517                 |         | 3,610                 |        |
| その他未払金       |          | 3,043                 |         | 2,610                 |        |
| 未払費用         | 1        |                       | 7,373   |                       | 6,760  |
| 未払法人税等       |          |                       | 800     |                       | 856    |
| 前受収益         |          |                       | 9       |                       | 6      |
| 賞与引当金        |          |                       | 2,900   |                       | 2,816  |
| 流動負債計        |          |                       | 26,818  |                       | 25,310 |
| 固定負債         |          |                       |         |                       |        |
| 退職給付引当金      |          |                       | 4,064   |                       | 2,437  |
| 時効後支払損引当金    |          |                       | 481     |                       | 489    |
| 繰延税金負債       |          |                       | -       |                       | 7      |
| その他          |          |                       | 65      |                       | -      |
| 固定負債計        |          |                       | 4,611   |                       | 2,934  |
| 負債合計         |          |                       | 31,429  |                       | 28,244 |
| (純資産の部)      |          |                       |         |                       |        |
| 株主資本         |          |                       | 68,279  |                       | 68,521 |
| 資本金          |          |                       | 17,180  |                       | 17,180 |
| 資本剰余金        |          |                       | 11,729  |                       | 11,729 |
| 資本準備金        |          | 11,729                |         | 11,729                |        |
| 利益剰余金        |          |                       | 39,369  |                       | 39,611 |
| 利益準備金        |          | 685                   |         | 685                   |        |
| その他利益剰余金     |          | 38,684                |         | 38,926                |        |
| 別途積立金        |          | 24,606                |         | 24,606                |        |
| 繰越利益剰余金      |          | 14,077                |         | 14,320                |        |
| 評価・換算差額等     |          |                       | 2,624   |                       | 2,705  |
| その他有価証券評価差額金 |          |                       | 2,694   |                       | 2,693  |
| 繰延ヘッジ損益      |          |                       | 69      |                       | 12     |
| 純資産合計        |          |                       | 70,903  |                       | 71,227 |
| 負債・純資産合計     |          |                       | 102,333 |                       | 99,472 |

## (2) 【損益計算書】

|           |          | 前事業年度<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) |        | 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日) |        |
|-----------|----------|----------------------------------------------|--------|----------------------------------------------|--------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                      |        | 金額(百万円)                                      |        |
| 営業収益      |          |                                              |        |                                              |        |
| 委託者報酬     |          |                                              | 81,230 |                                              | 78,412 |
| 運用受託報酬    |          |                                              | 13,165 |                                              | 17,784 |
| その他営業収益   |          |                                              | 143    |                                              | 129    |
| 営業収益計     |          |                                              | 94,539 |                                              | 96,325 |
| 営業費用      |          |                                              |        |                                              |        |
| 支払手数料     |          |                                              | 39,741 |                                              | 40,671 |
| 広告宣伝費     |          |                                              | 1,155  |                                              | 952    |
| 公告費       |          |                                              | -      |                                              | 0      |
| 受益証券発行費   |          |                                              | 6      |                                              | 5      |
| 調査費       |          |                                              | 20,709 |                                              | 19,308 |
| 調査費       |          | 1,310                                        |        | 1,108                                        |        |
| 委託調査費     |          | 19,398                                       |        | 18,200                                       |        |
| 委託計算費     |          |                                              | 917    |                                              | 931    |
| 営業雑経費     |          |                                              | 2,451  |                                              | 2,523  |
| 通信費       |          | 207                                          |        | 213                                          |        |
| 印刷費       |          | 1,148                                        |        | 1,085                                        |        |
| 協会費       |          | 73                                           |        | 76                                           |        |
| 諸経費       |          | 1,022                                        |        | 1,147                                        |        |
| 営業費用計     |          |                                              | 64,980 |                                              | 64,393 |
| 一般管理費     |          |                                              |        |                                              |        |
| 給料        |          |                                              | 10,131 |                                              | 9,635  |
| 役員報酬      | 2        | 322                                          |        | 252                                          |        |
| 給料・手当     |          | 6,822                                        |        | 6,602                                        |        |
| 賞与        |          | 2,987                                        |        | 2,780                                        |        |
| 交際費       |          |                                              | 141    |                                              | 140    |
| 旅費交通費     |          |                                              | 484    |                                              | 473    |
| 租税公課      |          |                                              | 231    |                                              | 224    |
| 不動産賃借料    |          |                                              | 1,452  |                                              | 1,309  |
| 退職給付費用    |          |                                              | 1,054  |                                              | 1,039  |
| 固定資産減価償却費 |          |                                              | 4,575  |                                              | 4,354  |
| 諸経費       |          |                                              | 6,106  |                                              | 6,204  |
| 一般管理費計    |          |                                              | 24,176 |                                              | 23,381 |
| 営業利益      |          |                                              | 5,382  |                                              | 8,550  |

|               |          | 前事業年度<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) |        | 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日) |        |
|---------------|----------|----------------------------------------------|--------|----------------------------------------------|--------|
| 区分            | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                      |        | 金額(百万円)                                      |        |
| 営業外収益         |          |                                              |        |                                              |        |
| 受取配当金         | 1        | 4,771                                        |        | 4,116                                        |        |
| 収益分配金         |          | 9                                            |        | 9                                            |        |
| 受取利息          |          | 6                                            |        | 3                                            |        |
| 金銭の信託運用益      |          | 1,222                                        |        | 377                                          |        |
| 為替差益          |          | 62                                           |        | 55                                           |        |
| その他           |          | 319                                          |        | 360                                          |        |
| 営業外収益計        |          |                                              | 6,391  |                                              | 4,924  |
| 営業外費用         |          |                                              |        |                                              |        |
| 支払利息          | 1        | 75                                           |        | 54                                           |        |
| 時効後支払損引当金繰入額  |          | 13                                           |        | 38                                           |        |
| その他           |          | 9                                            |        | 11                                           |        |
| 営業外費用計        |          |                                              | 98     |                                              | 104    |
| 經常利益          |          |                                              | 11,676 |                                              | 13,370 |
| 特別利益          |          |                                              |        |                                              |        |
| 投資有価証券等売却益    |          | 419                                          |        | 36                                           |        |
| 株式報酬受入益       |          | 173                                          |        | 177                                          |        |
| 特別利益計         |          |                                              | 593    |                                              | 214    |
| 特別損失          |          |                                              |        |                                              |        |
| 投資有価証券売却損     |          | 149                                          |        | 136                                          |        |
| 投資有価証券等評価損    |          | 10                                           |        | 1                                            |        |
| 固定資産除却損       | 3        | 412                                          |        | 82                                           |        |
| システム利用契約解約違約金 |          | 20                                           |        | -                                            |        |
| 特別損失計         |          |                                              | 591    |                                              | 221    |
| 税引前当期純利益      |          |                                              | 11,677 |                                              | 13,363 |
| 法人税、住民税及び事業税  |          |                                              | 3,759  |                                              | 3,625  |
| 法人税等調整額       |          |                                              | 108    |                                              | 1,228  |
| 当期純利益         |          |                                              | 7,810  |                                              | 8,509  |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

|          | 前事業年度<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日) |
|----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 株主資本     |                                              |                                              |
| 資本金      |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 17,180                                       | 17,180                                       |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 当期変動額合計  | -                                            | -                                            |
| 当期末残高    | 17,180                                       | 17,180                                       |
| 資本剰余金    |                                              |                                              |
| 資本準備金    |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 11,729                                       | 11,729                                       |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 当期変動額合計  | -                                            | -                                            |
| 当期末残高    | 11,729                                       | 11,729                                       |
| 資本剰余金合計  |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 11,729                                       | 11,729                                       |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 当期変動額合計  | -                                            | -                                            |
| 当期末残高    | 11,729                                       | 11,729                                       |
| 利益剰余金    |                                              |                                              |
| 利益準備金    |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 685                                          | 685                                          |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 当期変動額合計  | -                                            | -                                            |
| 当期末残高    | 685                                          | 685                                          |
| その他利益剰余金 |                                              |                                              |
| 別途積立金    |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 24,606                                       | 24,606                                       |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 当期変動額合計  | -                                            | -                                            |
| 当期末残高    | 24,606                                       | 24,606                                       |
| 繰越利益剰余金  |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 9,872                                        | 14,077                                       |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 剰余金の配当   | 3,605                                        | 8,267                                        |
| 当期純利益    | 7,810                                        | 8,509                                        |
| 当期変動額合計  | 4,204                                        | 242                                          |
| 当期末残高    | 14,077                                       | 14,320                                       |
| 利益剰余金合計  |                                              |                                              |
| 当期首残高    | 35,164                                       | 39,369                                       |
| 当期変動額    |                                              |                                              |
| 剰余金の配当   | 3,605                                        | 8,267                                        |
| 当期純利益    | 7,810                                        | 8,509                                        |
| 当期変動額合計  | 4,204                                        | 242                                          |
| 当期末残高    | 39,369                                       | 39,611                                       |

|                     |        |        |
|---------------------|--------|--------|
| 株主資本合計              |        |        |
| 当期首残高               | 64,074 | 68,279 |
| 当期変動額               |        |        |
| 剰余金の配当              | 3,605  | 8,267  |
| 当期純利益               | 7,810  | 8,509  |
| 当期変動額合計             | 4,204  | 242    |
| 当期末残高               | 68,279 | 68,521 |
| 評価・換算差額等            |        |        |
| その他有価証券評価差額金        |        |        |
| 当期首残高               | 3,056  | 2,694  |
| 当期変動額               |        |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 361    | 0      |
| 当期変動額合計             | 361    | 0      |
| 当期末残高               | 2,694  | 2,693  |
| 繰延ヘッジ損益             |        |        |
| 当期首残高               | 175    | 69     |
| 当期変動額               |        |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 245    | 82     |
| 当期変動額合計             | 245    | 82     |
| 当期末残高               | 69     | 12     |
| 評価・換算差額等合計          |        |        |
| 当期首残高               | 3,231  | 2,624  |
| 当期変動額               |        |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 607    | 81     |
| 当期変動額合計             | 607    | 81     |
| 当期末残高               | 2,624  | 2,705  |
| 純資産合計               |        |        |
| 当期首残高               | 67,306 | 70,903 |
| 当期変動額               |        |        |
| 剰余金の配当              | 3,605  | 8,267  |
| 当期純利益               | 7,810  | 8,509  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 607    | 81     |
| 当期変動額合計             | 3,597  | 324    |
| 当期末残高               | 70,903 | 71,227 |

## [重要な会計方針]

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |        |      |       |     |     |      |       |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|------|-------|-----|-----|------|-------|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法      | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 3．金銭の信託の評価基準及び評価方法     | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 4．固定資産の減価償却の方法         | <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産</p> <p>定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                            | 建物 | 38～50年 | 附属設備 | 8～15年 | 構築物 | 20年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                     | 38～50年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 附属設備                   | 8～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 構築物                    | 20年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 器具備品                   | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 5．引当金の計上基準             | <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |    |        |      |       |     |     |      |       |
| 6．リース取引の処理方法           | <p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |        |      |       |     |     |      |       |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 . ヘッジ会計       | <p>(1)ヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。</p> <p>また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 - 為替予約</p> <p>ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針</p> <p>投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p> |
| 8 . 消費税等の会計処理方法 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 9 . 連結納税制度の適用   | <p>連結納税制度を適用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## [追加情報]

| 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日)                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ( 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用 )<br>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4 日）を適用しております。 |

## [注記事項]

## 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(平成23年 3 月31日)                                                                                                                                  | 当事業年度末<br>(平成24年 3 月31日)                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払金 2,442百万円<br>未払費用 762<br><br>2．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 437百万円<br>器具備品 1,874<br>合計 2,311 | 1．関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。<br>未払金 2,320百万円<br>未払費用 1,267<br><br>2．有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 477百万円<br>器具備品 2,303<br>合計 2,780 |

| 前事業年度<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日)                                                                                                                  | 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日)            |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------|------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|------|----|
| <p>1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取配当金</td> <td>4,633百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>75</td> </tr> </table> | 受取配当金                                                   | 4,633百万円 | 支払利息 | 75 | <p>1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取配当金</td> <td>3,776百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>54</td> </tr> </table> | 受取配当金 | 3,776百万円 | 支払利息 | 54 |
| 受取配当金                                                                                                                                                         | 4,633百万円                                                |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
| 支払利息                                                                                                                                                          | 75                                                      |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
| 受取配当金                                                                                                                                                         | 3,776百万円                                                |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
| 支払利息                                                                                                                                                          | 54                                                      |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
| <p>2. 役員報酬の範囲額<br/>役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p>                                                                                                             | <p>2. 役員報酬の範囲額<br/>(同左)</p>                             |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
| <p>3. 固定資産除却損<br/>ソフトウェア 412百万円</p>                                                                                                                           | <p>3. 固定資産除却損<br/>建物 19百万円<br/>器具備品 9<br/>ソフトウェア 53</p> |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |
| <p>合計 412</p>                                                                                                                                                 | <p>合計 82</p>                                            |          |      |    |                                                                                                                                                               |       |          |      |    |

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | -          | -          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## ( 1 ) 配当金支払額

平成23年 7 月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1 株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年 7 月19日

効力発生日 平成23年 7 月20日

## ( 2 ) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 5 月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3 月31日

効力発生日 平成24年 6 月 1 日

## リース取引関係

| 前事業年度<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日) |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------|---------|--------|------------|-----|------------|---|---------|----|------|----------|-----|----|----|----|--------|--------|---------------|---|----------|----|---------|---|------|---|------|------|-----|---|----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|---------|--------|------------|-----|------------|---|---------|----|------|----------|-----|---|----|----|--------|-------|---------------|---|----------|----|---------|---|------|---|------|-------|-----|----|----|----|
| <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)<br/>該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)<br/>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>417百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>325</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>91</td></tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高<br/>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td><td>73 百 万 円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>22</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>96</td></tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>103百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>96</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>3</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法<br/>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法<br/>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>4</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>10</td></tr> </table> |                                              | 器具備品 | 取得価額相当額 | 417百万円 | 減価償却累計額相当額 | 325 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 91 | 1年以内 | 73 百 万 円 | 1年超 | 22 | 合計 | 96 | 支払リース料 | 103百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 96 | 支払利息相当額 | 3 | 減損損失 | - | 1年以内 | 6百万円 | 1年超 | 4 | 合計 | 10 | <p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)<br/>(同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)<br/>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>184百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>163</td></tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>21</td></tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高<br/>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td><td>22 百 万 円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>-</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>22</td></tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>75百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>70</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>-</td></tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法<br/>(同左)</p> <p>利息相当額の算定方法<br/>(同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td><td>15百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>24</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>40</td></tr> </table> |  | 器具備品 | 取得価額相当額 | 184百万円 | 減価償却累計額相当額 | 163 | 減損損失累計額相当額 | - | 期末残高相当額 | 21 | 1年以内 | 22 百 万 円 | 1年超 | - | 合計 | 22 | 支払リース料 | 75百万円 | リース資産減損勘定の取崩額 | - | 減価償却費相当額 | 70 | 支払利息相当額 | 1 | 減損損失 | - | 1年以内 | 15百万円 | 1年超 | 24 | 合計 | 40 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 器具備品                                         |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 取得価額相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 417百万円                                       |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減価償却累計額相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 325                                          |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減損損失累計額相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 期末残高相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 91                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 73 百 万 円                                     |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年超                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 22                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 96                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 支払リース料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 103百万円                                       |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| リース資産減損勘定の取崩額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減価償却費相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 96                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 支払利息相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 3                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減損損失                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 6百万円                                         |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年超                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 4                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 器具備品                                         |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 取得価額相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 184百万円                                       |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減価償却累計額相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 163                                          |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減損損失累計額相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 期末残高相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 21                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 22 百 万 円                                     |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年超                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 22                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 支払リース料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 75百万円                                        |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| リース資産減損勘定の取崩額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減価償却費相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 70                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 支払利息相当額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 減損損失                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | -                                            |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 15百万円                                        |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 1年超                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 24                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |
| 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 40                                           |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |    |    |    |        |        |               |   |          |    |         |   |      |   |      |      |     |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |      |         |        |            |     |            |   |         |    |      |          |     |   |    |    |        |       |               |   |          |    |         |   |      |   |      |       |     |    |    |    |

## 金融商品関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万

円）

|                  | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|------------------|----------|---------|--------|
| (1)現金・預金         | 538      | 538     | -      |
| (2)金銭の信託         | 39,575   | 39,575  | -      |
| (3)短期貸付金         | 166      | 166     | -      |
| (4)未収委託者報酬       | 10,032   | 10,032  | -      |
| (5)有価証券及び投資有価証券  |          |         |        |
| 其他有価証券           | 9,252    | 9,252   | -      |
| (6)関係会社株式        | 3,064    | 79,658  | 76,594 |
| 資産計              | 62,630   | 139,224 | 76,594 |
| (7)関係会社短期借入金     | 8,000    | 8,000   | -      |
| (8)未払金           | 7,645    | 7,645   | -      |
| 未払収益分配金          | 4        | 4       | -      |
| 未払償還金            | 79       | 79      | -      |
| 未払手数料            | 4,517    | 4,517   | -      |
| 其他未払金            | 3,043    | 3,043   | -      |
| (9)未払費用          | 7,373    | 7,373   | -      |
| (10)未払法人税等       | 800      | 800     | -      |
| 負債計              | 23,819   | 23,819  | -      |
| (11)デリバティブ取引（＊）  |          |         |        |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | -        | -       | -      |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | 65       | 65      | -      |
| デリバティブ取引計        | 65       | 65      | -      |

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注１：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### （１）現金・預金、（３）短期貸付金、（４）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

### （２）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 537    | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 39,575 | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 166    | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 10,032 | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,400  | 0           | 1            | -    |
| 合計           | 51,713 | 0           | 1            | -    |

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

### （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万

円）

|                  | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|------------------|----------|---------|--------|
| (1)現金・預金         | 240      | 240     | -      |
| (2)金銭の信託         | 50,326   | 50,326  | -      |
| (3)短期貸付金         | 153      | 153     | -      |
| (4)未収委託者報酬       | 8,149    | 8,149   | -      |
| (5)有価証券及び投資有価証券  |          |         |        |
| 其他有価証券           | 7,725    | 7,725   | -      |
| (6)関係会社株式        | 3,064    | 89,073  | 86,009 |
| 資産計              | 69,658   | 155,667 | 86,009 |
| (7)関係会社短期借入金     | 8,500    | 8,500   | -      |
| (8)未払金           | 6,276    | 6,276   | -      |
| 未払収益分配金          | 4        | 4       | -      |
| 未払償還金            | 50       | 50      | -      |
| 未払手数料            | 3,610    | 3,610   | -      |
| 其他未払金            | 2,610    | 2,610   | -      |
| (9)未払費用          | 6,760    | 6,760   | -      |
| (10)未払法人税等       | 856      | 856     | -      |
| 負債計              | 22,393   | 22,393  | -      |
| (11)デリバティブ取引（＊）  |          |         |        |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | -        | -       | -      |
| ヘッジ会計が適用されているもの  | 10       | 10      | -      |
| デリバティブ取引計        | 10       | 10      | -      |

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以て時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 有価証券及び投資有価証券

## その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

## (7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 238    | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 50,326 | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 153    | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 8,149  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,800  | 1           | -            | -    |
| 合計           | 60,668 | 1           | -            | -    |

## 有価証券関係

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

## １．売買目的有価証券(平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

## ２．満期保有目的の債券(平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

## ３．子会社株式及び関連会社株式(平成23年 3 月31日)

| 区分     | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064                 | 79,658      | 76,594      |
| 合計     | 3,064                 | 79,658      | 76,594      |

## ４．その他有価証券(平成23年 3 月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | 4,930                 | 282           | 4,647       |
| 小計                   | 4,930                 | 282           | 4,647       |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 投資信託( １ )            | 2,922                 | 3,003         | 80          |
| 譲渡性預金                | 1,400                 | 1,400         | -           |
| 小計                   | 4,322                 | 4,403         | 80          |
| 合計                   | 9,252                 | 4,685         | 4,566       |

- ( １ ) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

## ５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

| 区分   | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式   | 67       | 39           | -            |
| 投資信託 | 1,824    | 380          | 149          |
| 合計   | 1,891    | 419          | 149          |



当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

１．売買目的有価証券(平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(平成24年 3 月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(平成24年 3 月31日)

| 区分     | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|--------|-----------------------|-------------|-------------|
| 関連会社株式 | 3,064                 | 89,073      | 86,009      |
| 合計     | 3,064                 | 89,073      | 86,009      |

４．その他有価証券(平成24年 3 月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | 4,624                 | 282           | 4,341       |
| 小計                   | 4,624                 | 282           | 4,341       |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 投資信託( １ )            | 1,300                 | 1,431         | 130         |
| 譲渡性預金                | 1,800                 | 1,800         | -           |
| 小計                   | 3,100                 | 3,231         | 130         |
| 合計                   | 7,725                 | 3,514         | 4,210       |

- ( １ ) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

| 区分   | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株式   | 40       | 1            | 26           |
| 投資信託 | 1,343    | -            | 110          |
| 合計   | 1,384    | 1            | 136          |

## デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等  | 契約額等のうち1年超 | 時価     | 当該時価の算定方法    |
|------------|--------------|---------|-------|------------|--------|--------------|
| 原則的処理方法    | 為替予約取引       | 投資信託    | 2,846 | -          | 65     | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引       | 短期貸付金   | 166   | -          | (*) -  | -            |
| 合 計        |              |         | 3,013 | -          | (*) 65 | -            |

(\*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等  | 契約額等のうち1年超 | 時価     | 当該時価の算定方法    |
|------------|--------------|---------|-------|------------|--------|--------------|
| 原則的処理方法    | 為替予約取引       | 投資信託    | 1,308 | -          | 10     | 先物為替相場によっている |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引       | 短期貸付金   | 153   | -          | (*) -  | -            |
| 合 計        |              |         | 1,462 | -          | (*) 10 | -            |

(\*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

## 退職給付関係

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項(平成23年 3 月31日)

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務                    | 12,965百万円 |
| ロ. 年金資産                      | 7,475     |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)          | 5,489     |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額            | —         |
| ホ. 未認識数理計算上の差異               | 2,037     |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)          | 613       |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ) | 4,064     |
| チ. 前払年金費用                    | —         |
| リ. 退職給付引当金(ト - チ)            | 4,064     |

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| イ. 勤務費用                          | 535百万円 |
| ロ. 利息費用                          | 260    |
| ハ. 期待運用収益                        | 162    |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額               | —      |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額                | 254    |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額                  | 40     |
| ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ) | 848    |
| チ. その他(注)                        | 206    |
| 計                                | 1,054  |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                   |                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準                                                                                                                        |
| ロ. 割引率            | 2.1%                                                                                                                          |
| ハ. 期待運用収益率        | 2.5%                                                                                                                          |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数  | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)                                                                       |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数  | (1) 退職一時金に係るもの<br>1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)<br>(2) 退職年金に係るもの<br>16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。                                                                                                                     |

## 当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3 月31日)

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| イ. 退職給付債務                    | 13,948百万円 |
| ロ. 年金資産                      | 9,508     |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)          | 4,440     |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額            | —         |
| ホ. 未認識数理計算上の差異               | 2,575     |
| ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)          | 572       |
| ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ) | 2,437     |
| チ. 前払年金費用                    | —         |
| リ. 退職給付引当金(ト - チ)            | 2,437     |

## 3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| イ. 勤務費用                          | 543百万円 |
| ロ. 利息費用                          | 272    |
| ハ. 期待運用収益                        | 186    |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額               | —      |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額                | 280    |
| ヘ. 過去勤務債務の費用処理額                  | 40     |
| ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ) | 869    |
| チ. その他(注)                        | 170    |
| 計                                | 1,039  |

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                   |                                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準                                                                                                                        |
| ロ. 割引率            | 1.8%                                                                                                                          |
| ハ. 期待運用収益率        | 2.5%                                                                                                                          |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数  | 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)                                                                       |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数  | (1) 退職一時金に係るもの<br>1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。)<br>(2) 退職年金に係るもの<br>16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。) |
| ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 該当はありません。                                                                                                                     |

## 税効果会計関係

| 前事業年度末<br>(平成23年3月31日)                         |       | 当事業年度末<br>(平成24年3月31日)                         |       |
|------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------|-------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |       | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |       |
| 繰延税金資産                                         | 百万円   | 繰延税金資産                                         | 百万円   |
| 賞与引当金                                          | 1,189 | 賞与引当金                                          | 1,070 |
| 退職給付引当金                                        | 1,666 | 退職給付引当金                                        | 877   |
| 所有株式税務簿価通算差異                                   | 884   | 所有株式税務簿価通算差異                                   | 776   |
| 投資有価証券評価減                                      | 569   | 投資有価証券評価減                                      | 501   |
| ゴルフ会員権評価減                                      | 509   | ゴルフ会員権評価減                                      | 430   |
| 減価償却超過額                                        | 307   | 減価償却超過額                                        | 243   |
| 時効後支払損引当金                                      | 197   | 時効後支払損引当金                                      | 176   |
| 子会社株式売却損                                       | 196   | 子会社株式売却損                                       | 172   |
| 未払事業税                                          | 206   | 未払事業税                                          | 166   |
| 未払確定拠出年金掛金                                     | 107   | 未払確定拠出年金掛金                                     | -     |
| 繰延ヘッジ損失                                        | 48    | 繰延ヘッジ損失                                        | -     |
| その他                                            | 184   | その他                                            | 148   |
| 繰延税金資産小計                                       | 6,069 | 繰延税金資産小計                                       | 4,564 |
| 評価性引当金                                         | 1,878 | 評価性引当金                                         | 1,650 |
| 繰延税金資産計                                        | 4,190 | 繰延税金資産計                                        | 2,913 |
| 繰延税金負債                                         |       | 繰延税金負債                                         |       |
| 有価証券評価差額金                                      | 1,872 | 有価証券評価差額金                                      | 1,511 |
| 繰延ヘッジ利益                                        | -     | 繰延ヘッジ利益                                        | 7     |
| 繰延税金負債計                                        | 1,872 | 繰延税金負債計                                        | 1,518 |
| 繰延税金資産(純額)                                     | 2,318 | 繰延税金資産(純額)                                     | 1,394 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |       | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |       |
| 法定実効税率                                         | 41.0% | 法定実効税率                                         | 41.0% |
| (調整)                                           |       | (調整)                                           |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.8%  | 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.3%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | 13.2% | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | 11.3% |
| 住民税等均等割                                        | 0.0%  | 住民税等均等割                                        | 0.0%  |
| タックスヘイブン税制                                     | 5.8%  | タックスヘイブン税制                                     | 4.2%  |
| 外国税額控除                                         | 0.6%  | 外国税額控除                                         | 0.0%  |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正                           | -     | 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正                           | 2.4%  |
| その他                                            | 0.7%  | その他                                            | 0.3%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 33.1% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 36.3% |

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

## セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

## 1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

### （１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### （２）地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名     | 所在地    | 資本金              | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合    | 関連当事者との関係        | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目                | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|------------------|-----------|---------------|-------------------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492<br>(百万円) | 持株会社      | (被所有)<br>直接<br>100.0% | 資産の賃貸借等<br>役員の兼任 | 資金の借入(*1) | 137,500       | 関係会社<br>短期<br>借入金 | 8,000         |
|     |                |        |                  |           |                       |                  | 資金の返済     | 140,500       |                   |               |
|     |                |        |                  |           |                       |                  | 借入金利息の支払  | 75            | 未払費用              | 3             |

## (イ) 子会社等

| 種類   | 会社等の名称又は氏名                                 | 所在地       | 資本金              | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合   | 関連当事者との関係  | 取引の内容                | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|------|--------------------------------------------|-----------|------------------|-----------|----------------------|------------|----------------------|---------------|------|---------------|
| 子会社  | ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド | シンガポール共和国 | 68,275<br>(千米ドル) | 持株会社      | (所有)<br>直接<br>100.0% | 役員の派遣      | 増資の引受(*2)            | 5,762         | -    | -             |
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所                                | 東京都千代田区   | 18,600<br>(百万円)  | 情報サービス業   | (所有)<br>直接<br>21.6%  | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託(*3) | 6,794         | 未払費用 | 61            |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称又は氏名 | 所在地    | 資本金             | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|------------|--------|-----------------|-----------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社   | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業       | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4) | 31,596        | 未払手数料 | 3,835         |

| 有価証券報告書(内国投資信託受益証券) |                            |        |              |       |   |                  |                        |       |      |     |
|---------------------|----------------------------|--------|--------------|-------|---|------------------|------------------------|-------|------|-----|
| 親会社の子会社             | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400<br>(百万円) | 投資顧問業 | — | 当社投資信託の運用委託役員の兼任 | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*5) | 2,657 | 未払費用 | 939 |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けております。

(\*3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所及び野村土地建物㈱であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

|          | (百万円)    |         |
|----------|----------|---------|
|          | ㈱野村総合研究所 | 野村土地建物㈱ |
| 流動資産合計   | 167,970  | 7,506   |
| 固定資産合計   | 205,568  | 76,404  |
| 流動負債合計   | 79,436   | 7,926   |
| 固定負債合計   | 80,690   | 9,832   |
| 純資産合計    | 213,412  | 66,152  |
| 売上高      | 312,345  | 2,546   |
| 税引前当期純利益 | 36,149   | 3,289   |
| 当期純利益    | 21,100   | 2,944   |

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

## １．関連当事者との取引

## （ア）親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称又は氏名     | 所在地    | 資本金              | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合    | 関連当事者との関係            | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目                | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|-----------|-----------------------|----------------------|-------------|---------------|-------------------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,492<br>(百万円) | 持株会社      | (被所有)<br>直接<br>100.0% | 資産の賃貸借及び購入等<br>役員の兼任 | 資金の借入(*1)   | 90,500        | 関係会社<br>短期<br>借入金 | 8,500         |
|     |                |        |                  |           |                       |                      | 資金の返済       | 90,000        |                   |               |
|     |                |        |                  |           |                       |                      | 借入金利息の支払    | 54            | 未払費用              | 2             |
|     |                |        |                  |           |                       |                      | 金銭信託の移管(*2) | 9,258         | -                 | -             |
|     |                |        |                  |           |                       |                      | 株式交換(*3)    | 8,267         | -                 | -             |

## （イ）子会社等

| 種類   | 会社等の名称又は氏名  | 所在地     | 資本金             | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合  | 関連当事者との関係  | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|------|-------------|---------|-----------------|-----------|---------------------|------------|-----------------------|---------------|------|---------------|
| 関連会社 | 株式会社野村総合研究所 | 東京都千代田区 | 18,600<br>(百万円) | 情報サービス業   | (所有)<br>直接<br>21.6% | サービス・製品の購入 | 自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4) | 5,887         | 未払費用 | 478           |

## （ウ）兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称又は氏名                 | 所在地    | 資本金             | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                  | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------------------------|--------|-----------------|-----------|--------------------|-------------------------------------------------|------------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社                   | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業       | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)  | 33,134        | 未払手数料 | 2,987         |
| 親会社の子会社 | 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 400<br>(百万円)    | 投資顧問業     | —                  | 当社投資信託の運用委託<br>役員の兼任                            | 投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6) | 2,126         | 未払費用  | 787           |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(\*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。

(\*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得

いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(\*4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 166,580

固定資産合計 229,654

流動負債合計 72,440

固定負債合計 74,932

純資産合計 248,861

売上高 320,289

税引前当期純利益 62,962

当期純利益 41,340

## 1 株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 平成22年 4 月 1 日<br>至 平成23年 3 月31日)    |            | 当事業年度<br>(自 平成23年 4 月 1 日<br>至 平成24年 3 月31日)    |            |
|-------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------|------------|
| 1 株当たり純資産額                                      | 13,765円90銭 | 1 株当たり純資産額                                      | 13,828円81銭 |
| 1 株当たり当期純利益                                     | 1,516円39銭  | 1 株当たり当期純利益                                     | 1,652円20銭  |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            | 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎                              |            | 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎                              |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                    | 7,810百万円   | 損益計算書上の当期純利益                                    | 8,509百万円   |
| 普通株式に係る当期純利益                                    | 7,810百万円   | 普通株式に係る当期純利益                                    | 8,509百万円   |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                              |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                              |            |
| 該当事項はありません。                                     |            | 該当事項はありません。                                     |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                    | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                    | 5,150,693株 |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。 )。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 )又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託者

| (a)名称      | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                                                   |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| 野村信託銀行株式会社 | 30,000百万円             | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

<sup>\*</sup> 平成24年8月末現在

#### (2)販売会社

| (a)名称                   | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                        |
|-------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社                | 10,000百万円             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 3,000百万円              |                                 |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社       | 83,616百万円             |                                 |
| 野村信託銀行株式会社              | 30,000百万円             | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。              |

<sup>\*</sup> 平成24年8月末現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

#### (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

#### (1)受託者

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 平成23年10月27日 | 有価証券届出書、有価証券報告書     |
| 平成24年4月26日  | 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書 |

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 内 田 満 雄 |
|--------------------|-------|---------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 亀 井 純 子 |
|--------------------|-------|---------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊 藤 志 保 |
|--------------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年9月28日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員                      公認会計士                      内 田 満 雄  
業務執行社員指定有限責任社員                      公認会計士                      森 重 俊 寛  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信の平成23年8月11日から平成24年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信の平成24年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)